

本市発注工事における請負代金内訳書に 明示する項目の追加について(お知らせ)

【内容】

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、本市においても、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費並びに建設業退職金共済契約に係る掛金を明示した「請負代金内訳書」の提出を求めます。

【対象工事】

競争入札により発注する建設工事

【改正約款】

鶴ヶ島市建設工事標準請負契約約款を改正します。

鶴ヶ島市建設工事請負契約約款・抜粋

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下、「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

[注]「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。